

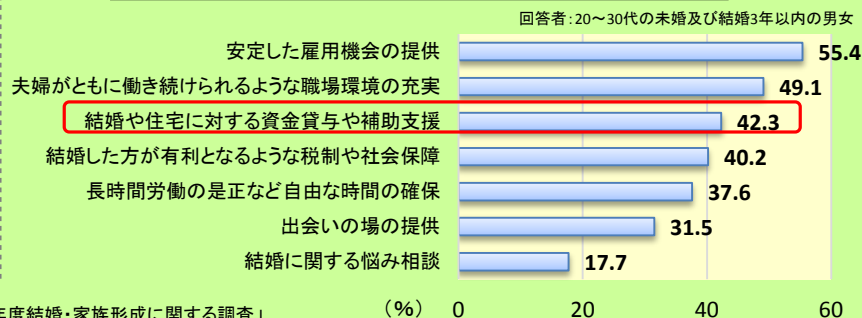
## 政策目的

経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を新たに開始した(又は既存の事業の上乗せを開始した)自治体を国が支援することで、婚姻数の増加につなげる。

### 低所得者への支援を要する理由

- 婚姻率における理想と現実の乖離  
いずれは結婚しようとする未婚者の割合(女性18～34歳)...**89.4%** ①  
実際の婚姻率(女性25～34歳)...**54.4%** ②
- 結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由 ①  
結婚の障害として「結婚資金」と回答した男性...**43.5%** 「結婚のための住居」と回答した男性...**19.3%**
- 年収300万円未満では男性の既婚率が減少(300万円の壁) ③  
年収別既婚率(男性20代):300万円未満...**8.7%**、300万円以上400万円未満...**25.7%**  
年収別既婚率(男性30代):300万円未満...**9.3%**、300万円以上400万円未満...**26.5%**

### ● 結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組 ③



【出典】①国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(独身者調査)」 ②総務省「平成22年国勢調査」 ③内閣府「平成22年度結婚・家族形成に関する調査」

## 概要

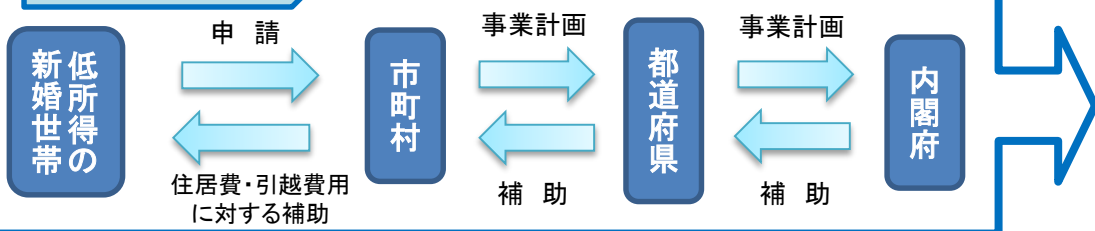
- 対象世帯: 世帯所得300万円未満の新規に婚姻した世帯  
(但し、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)
- 補助対象: 新婚世帯の新生活に係る費用(新居の住居費、引越費用)
- 補助率: 3/4 ● 上限額: 1世帯あたり18万円(国が13.5万円補助)

※少子化対策を目的としていれば、移住促進事業も対象

結婚祝い金のための現金や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外



## 事業の流れ



### [問い合わせ先]

内閣府子ども・子育て本部(少子化対策担当)  
結婚新生活支援事業費補助金担当  
TEL: 03-5253-2111